



平成22年 第4回臨時会

会 議 録

(平成22年7月22日)

枕 崎 市 議 会

平成 22 年
枕崎市議会第 4 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（7 月 22 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
7 月 22 日（木）	本会議	前 9：29	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成22年7月22日)

平成22年枕崎市議会第4回臨時会

議事日程（第1号）

平成22年7月22日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	53	平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番	俵積田 義信	議員	2番	牧 信利	議員
3番	板敷 作廣	議員	4番	茅野 勲	議員
5番	村上 ミエ	議員	6番	今門 求	議員
7番	原村 且元	議員	8番	板敷 重信	議員
9番	畠野 宏之	議員	10番	米倉 輝子	議員
11番	沖園 強	議員	12番	豊留 榮子	議員
13番	中原 重信	議員	14番	佐藤 公建	議員
15番	園田 武夫	議員	16番	新屋敷 幸隆	議員
17番	立石 幸徳	議員	18番	上釜 いほ	議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏	事務局長	俵積田 光昭	書記
橋之口 寛	書記	平田 寿一	書記
宮崎 元気	書記		

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神園 征	市長	地頭所 恵	副市長
永留 秀一	総務課長	山口 英雄	企画調整課長
今給黎 力	財政課長	松野下 祥一	建設課長
俵積田 清文	財政課参事兼財産管理係長	山口 英夫	教育長
三島 洋台	教育委員会総務課長	春田 浩志	保健体育課長
今給黎 龍浪	給食センター所長	本田 親行	財政課財政係長
福元 新	建設課管理係長	吉留 謙二	給食センター係長
大工園 昭則	建設課建築係主査	東中川 徹	総務課行政係長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 平成22年第4回臨時会が本日招集されましたが、出席議員18人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、5番村上ミエ議員、14番佐藤公建議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいま上程されました議案第53号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億0,743万5,000円を追加し、予算総額を100億3,253万5,000円にしようとするものです。

債務負担行為は、平成23年度の学校給食センター建設事業に係るものです。

地方債の補正は、学校給食センター建設事業の追加によるものです。

補正予算の内容としましては、学校給食センター建設事業に係る平成22年度の事業費で、この財源として国庫補助金2,715万5,000円、繰越金8,078万円、市債1億9,950万円の増で措置しました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○**17番立石幸徳議員** 私はただいま提案されました学校給食センターの建設事業に伴う議案第53号の補正予算につきまして、質疑をいたします。

まず第1点目に、学校給食センターの建設設計図につきましては、去る2月8日ですね、本年2月8日に給食センターの特別委員会に出されました設計図案どおりになっているのかどうか、この点を確認させてください。

それから2点目に、今度の建設工事の入札方式、これはどのような方式になるのかですね、お答えいただきたいと思っております。

それから3点目が、今回の建設工事は先ほどの市長説明、提案理由にもありましたように、本年度と来年度23年度の2カ年にわたって実施をするわけなんです。まず基本的な全体事業費は幾らになるのかですね、それから本体工事あるいは附帯工事といった、ま、工事ごとのおおよその内訳はどういったことになっているのか、説明できる範囲でお答えいただきたいと思っております。

それから、資料も出されておりますが、今回のこの建設事業に伴う交付金、資料の中でおおよそのことは理解できるんですが、この資料をもとにもう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。

建設単価につきましては、210,600円で計算しておりますが、これは昨今の建設単価の推移からいきますと、昨年対比と比べてどういったことになっているのか。

5点目として、補助事業を申請する際は平成15年度あたりから財務省のほうからですね、文科省に対してコスト削減の取り組み状況を把握して選定せよという通知がなされているようであります。本市の場合、具体的に今回の給食センター建設につきまして、コスト削減の取り組み、これをどういったものを列挙して申請にあたったのか、とりあえず以上5点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○松野下祥一建設課長 給食センターの全面的なプランにつきましては、先般の2月8日にございました調査特別委員会資料と同じでございます。建設工事の入札方式でございますが、基本的には一般競争入札と指名競争入札があると思います。予算が確定後、来週に会議を開催し、発注方法を決定したいと考えております。できるだけ、市内業者に発注ができるよう配慮したいと思います。なお空調工事につきましては、南薩地域振興局内に施工業者が少ないため、鹿児島地域振興局内の業者も含めた方向で検討したいと思っております。

○依積田義信議長 しばらくお待ちください。

○今給黎龍浪給食センター所長 全体の、今、考えられている事業費をお知らせいたします。建設事業費の見込み額が5億9,715万9,000円、中身としましては炊飯施設、本体建物と炊飯施設、炊飯機械等の附帯施設、厨芥処理機、自家発電機そういうもの含めて5億9,715万9,000円ほどを見込んでいます。

○松野下祥一建設課長 各種工事の大まかな工事費を申し上げます。建築本体工事費1億8,000万おおむねです、これは。外構も1,500万、電気設備工事6,400万、給排水衛生設備工事5,700万、空調設備工事8,800万、おおむねこういうような工事費になっております。

○今給黎龍浪給食センター所長 先ほどちょっと説明漏れでございましたので、補足説明させていただきますが、厨房機器の関係が1億4,296万8,000円、食器食缶類で2,123万1,000円それと昨年度実施した経済危機対策による設計費、コンテナ室改修、配送車購入ですね、こういうものが2,664万2,000円、21年度終わっておりまして、締めて5億9,715万9,000円となっております。

交付金の資料をお渡ししてありますので、その説明をさせていただきます。上の四角のほうからいきますけど、調理能力は2,000食規模ということです。建物床面積1,081平米、構造は鉄骨造の平屋でございます。そして、基準面積のほうが増築にかかわる分、炊飯施設これが43平米、これは2分の1の基準額の2分の1が交付されます。改築部分が本体施設で483平米、そして建築単価が21万0,600円、先ほどの質問があったのでついでお答えしたいと思います、昨年度の単価については20万9,700円でございます。若干上がっているところです。

下のほうの交付金の見方としまして、全体事業費につきましては、交付金の基礎となるのが基準となる基礎額が1億4,376万8,000円、そして2カ年の見込まれる交付金が5,176万4,000円、下のほうの増築事業にかかわる基本額でございますが、炊飯施設の基礎額が43平米の21万0,600円を掛けて905万6,000円、炊飯附帯設備これは機器類でございますが583万2,000円それと厨芥処理機、生ごみの減量化を図る機械でございますが429万円、自家発電機280万、交付金の増築にかかわるトータルで2,197万8,000円の2分の1、1,098万9,000円が交付金の見込みでございます。それと改築事業にかかわる交付金については、本体施設の基礎額が483平米掛ける単価の21万0,600円、1億0,172万円、本体附帯基礎額というのが厨房機器類でございます1,980万円、改築事業にかかわる基礎額が1億2,152万円、これの3分の1の4,050万6,000円が交付金の見込みです。別途事務費としまして27万、正式には市費がついて27万円になっておりますが、交付金にかかわる部分は26万9,000円です。そして、22年度について説明いたしますと、

交付金の基準面積が368平米、おおむね7割の出来高になるんじゃないかということで申請しておるところでございます。その中で、新增築事業にかかわる分については炊飯施設基礎額、特に上屋そういった関係でございますが、その30平米程度がことし完成するんじゃないかということで、その7割の631万8,000円、あと以下の炊飯附帯施設、厨芥、自家発電これについては建物ができてから入れる設備でございますので、今回は交付金は入っていないということでございます。それと、改築事業にかかわる分は約7割の338平米の単価を掛けて7,118万3,000円の3分の1、2,372万7,000円、事務費が26万9,000円。これでことしの予算書と一致します2,715万5,000円の交付金になっているところでございます。

23年度につきましては、基準面積が158平米、新增築にかかわる分としては炊飯施設の建物部分で13平米の単価で273万8,000円、それと炊飯附帯設備、機器類が583万2,000円、生ごみ等の厨芥処理費が429万円、自家発電機が280万円、新增築分の基礎額が1,566万円、2分の1の783万円が交付される見込みです。それと改築事業の交付金については、本体部分の3割、145平米分の単価で3,053万7,000円が基礎額となります。本体附帯の厨房機器類は、すべて入ってきますので1,980万円、この3分の1で基礎額が5,033万7,000円、3分の1の交付金の補助率でございまして1,677万9,000円、23年度には2,460万9,000円が見込まれるところです。ただし、平成23年度は単価見直しがありますので、若干交付金がかわるということでございます。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

[「コスト削減」と言う者あり]

○**今給黎龍浪給食センター所長** 県の申請計画書の協議の中でチェックされておりまして、特に市の段階でコスト削減にどうということはなく、県のほうの指導で県が一括して出しているものと思います。こちらから要求されたりということもございませんでした。

○**17番立石幸徳議員** 最後の部分の答弁は、ちょっとおかしいんじゃないですか。皆さん方が昨年7月8日、本市の学校給食センター整備基本構想の中で、この15ページですよ。資料を持ってきているかどうか知りませんが、ここに明確に書かれていたのではないですか。財務省のほうから文科省に対して、給食施設整備費補助金の交付についてコスト削減の取り組み状況を把握して選定を行えと。それを何でその、県のほうは本市の状況をわかっているんですか。

○**今給黎龍浪給食センター所長** 特にこう示されてどういう部分にコスト削減を図ったということは書類的には出さないわけですが、こちらとしては厨房機器類も使えるものはですね、使う、そういうふうにもコストも削減していますし、また設計段階でも極力建設課を中心にですね、コスト削減の設計にあたっての指導はしているということでございます。

○**松野下祥一建設課長** 学校給食センターの設計につきましては、文部科学省学校給食法の学校給食衛生管理基準を遵守して施設をつくっております。これは平成21年4月に基準がされた分でございます。建築工事としましては、外壁とか車庫、シャッターとかいろいろ外壁のフェンスとか、いろいろコスト削減は図っております。建築工事としましては図っております。

○**17番立石幸徳議員** どうも質疑と答弁がかみ合わないんですけれどもね。もう1回、この基本構想の中で書かれていることですよ、学校給食事業について民間委託あるいは小規模施設を集約した規模拡大による人件費の削減、コスト意識の啓発・調理・運搬・洗浄業務を含めた包括的な委託により食材費の削減の指摘がありますということで、そういったことを踏まえて取り組んだ事業に対して補助金・交付金が交付されるということなんですよ。ですから、そういうことに対しての本市の対応はどうだったのかということをお尋ねしたいわけですよ。これは、しばらく整理して、また後でもお尋ねしますので、今、資料が出されている交付金のことですね。この点をもう少し整理したいんですが、実は先ほどから私が参照しているこの、昨年7月8日に皆さん方のほうで出された基本構想の中での補助金は5,453万4,000円で資料に記載されているんですね。それから、ことしの3月議会で、この給食センター特別委員会の委員長が最終的に委員会報告として出した交付金の予定は5,133万円ぐらい、今回、議案53号で出されている交付金22年度

と23年度を合算しますと5,176万4,000円ということで、資料ごとにこの交付金が違ってきているんですよ。これはどういったいきさつで、交付金がこう変動しているのかですね、それを明確にお答えいただきたいと思います。

それから一番交付金の件ですね、はっきりお答えいただきたいのは実は給食センターの特別委員会で視察に行きましたさつま町、宮之城の学校給食センターの資料をいただきましたが、大体本市の建設規模、事業規模と似たような給食センターでございました。向こうの総事業費は5億4,200万円でございます。これに対して交付金は7,954万、約8,000万円近くの交付金が出されているんですね。そうしますと、おおよそ本市と比べますと3,000万近くの交付金の差があるんですが、これはなぜこういった事態が出ているのかですね、明らかにしていただきたいと思いません。

○今給黎龍浪給食センター所長 建設基本計画、基本構想等で示した補助金等につきましては、設計をする前の概算でしたということと、大きな違いがですね、当時試算に用いたものが排水の関係で浄化槽そういうものも補助対象で見取った関係で、そういった金額になった。そして設計をして実際、現在の額に決定したということでございます。排水処理が入っていたというのが大きな違いでございます。さつま町との違いでございますが、本市の場合はほとんどが改築事業でございまして3分の1でございます。さつま町の場合は自校方式であってですね、それをセンターにしたということですので2分の1補助、そういう絡みで差が出ております。ま、私もちょっと試算をしてみまして、昨年度の交付金を入れるとですね、交付金を入れていきますとそう大差はない金額になっているところでありまして。昨年度の経済危機を入れてですね。

○17番立石幸徳議員 そう大差がないと言われてもですね、これは金額の明確な数字をもとに論議をしなければなりませんので、昨年度21年度分の交付金は幾らだったんですかね。それから、基本構想で出されている補助金5,453万4,000円、排水処理を含んでいたということですが、基本構想をつくる時に建設予定地は下水道区域内だということ、その面で非常に有利だということ、今の予定地が選定されたんじゃないかなかったですか。そうすると、当然その排水処理なんか、補助金に入れること自体がもう最初からおかしいんじゃないですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 交付金ですね、こちらも可能な限り対象にしてほしいということで、いろんな排水のグリストラップとかいろいろありますので、そういう関連も入るんじゃないかということですね、入れた経緯もありまして現在そのような差が出ているということでございます。大きな原因は排水処理の扱いということで、御理解をいただきたいと思いません。

○17番立石幸徳議員 21年度の交付金を。

○今給黎龍浪給食センター所長 21年度がですね、2,648万円が交付をされているところです。これを足しますと7,824万4,000円、さつま町が7,954万円という形でございます。

○17番立石幸徳議員 逆にそのさつま町と似たようなものになると、向こうが新築で試算したと、本市は改築であるということとまた話が矛盾してくるわけですね。その辺はまた、私どもに明確にわかるように後もってでも結構ですので、お示しいただきたいと思いません。

それからその基準の関係で確認をいたしますが、この設計図案では炊飯施設は70.4平米で設計をされております。今度の基準になります43平米より27平米ぐらい広い設計図になるんですが、これは超過負担という形で整理すればいいんですかね。この辺の基準面積と実際の設計面積との違いはどのように理解すればいいのか、説明をいただきたいと思いません。

○今給黎龍浪給食センター所長 ちょっと詳しい資料を持ってきていないんですが、児童生徒数で示された基準が43平米でございまして、それを超えた分は超過負担ということで市の持ち出しということになるところでございます。

○17番立石幸徳議員 財政上は市の持ち出しになるんでしょうが、その基準以上の面積を設計した理由ですよ。そこを説明していただきたいと思いません。

○今給黎龍浪給食センター所長 炊飯施設が各センター入れているわけですけど、食数に応じた

機械がありまして、そういうのを配置をした上で適正な面積をした場合、このような面積になったということです。機械に応じてかわってきます。国の基準との差があるというのは最近のなるべく人をかけなくてですね、安全な炊飯ができる機械を入れるという形でこのように面積がふえたということだと思います。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

○**16番新屋敷幸隆議員** 先ほどですね、17番議員の入札の質問があったんですが、地元業者を使うということですね、本体工事、施設工事は別々に分離発注するという形ですね、答弁があったんですけど、その給排水の、いわゆる該当業者が枕崎市にいないということで、その辺から、いわゆる枕崎市の業者とですね、いわゆる該当業者のベンチャーは考えていないわけですかね。

もう一つはですね、今回は給食センターが新しくなってですね、新方式ドライ方式ですよ。それともう一つ、新しい設備機器が入るわけですけど、そのことによってですね、年間の光熱費等ですね、ランニングコストですよ、そのあたりが算定はできているのか。

3つ目がですね、地産地消を念頭においてですね、今までの仕入れルートは大分違ってくるんですか。

もう一つはですね、前、私が議会で質問したんですけど、残菜処理の問題ですよ。ま、考えておきますということだったわけですけど、もったいない理論から言えばですね、ぜひ私は残菜はですね、有効に生かすべきだと思ってるんですけど、この4つの質問の答弁をお願いします。

○**松野下祥一建設課長** ただいまの質問の給排水衛生設備工事につきましては、一応できるだけ市内の業者の発注できるようにしたいと思います。空調設備につきましては、南薩地域内に施工業者が少ないため、鹿児島地域振興局内の業者も含めた方法で検討したいと考えております。

○**今給黎龍浪給食センター所長** ランニングコストにつきましては、最後でさせていただきます。地場産物、地産地消につきましては、炊飯施設も入ったりですね、今現在、枕崎の食材を使うことを重点的に6月1日も実施をしましたが、そういう形で地元産はふえるように努力するし、今までと仕入先が変わるということは全くございません。それと残菜処理については、本格的な堆肥とかいろいろあるんですが、事業費の関係とかありまして、とりあえずは脱水をして減量化、今はちょっと生ごみみたいなほうで持って行きますので、水分を極力切った形で持ち込むということでございます。

ランニングコストにつきましては、炊飯が入ったりですね、衛生管理基準の強化によって空調ですね、温湿と管理が入ってまいりますのでかなり上がりますが、21年度の本市の現在の状態で800万程度でございますが、失礼しました。光熱水費に限って言いますと、現在428万1,000円が801万5,000円程度に上がるということで、下水道料がまた120万4,000円ほど新しく加わってきます。燃料費の、今、車等も大きくなっておりまして、200万ほどが490万ほどになってまいります。トータルで見ますと、現在、926万5,000円の維持管理に要しておりますが、新センターにおきましては1,826万2,000円ほどを見込んでいるところで、これについては志布志市とか指宿市の事例をもとにですね、試算をした数字で出しているところでございます。

○**16番新屋敷幸隆議員** 先ほど、空調と給排水と私はちょっと勘違いしまして申し訳ありませんでした。ぜひ、そのようにお取り計らいをお願いしたいと思います。ただいまですね、残菜処理の問題について、脱水をして、後は廃棄するということですかね、その辺が。それと、今、ランニングコストの答弁がありましたけど、いわゆる従来の建前から言えばですね、新しい施設・設備ができればですね、ランニングコストは私は今どきの時流から言わすればですね、減るんじゃないのかなと思ってるんですけど、その辺がどうも倍くらいにふえるわけですよ。その辺をどうお考えか、お尋ねします。

○**今給黎龍浪給食センター所長** 残菜処理については、脱水をして極力もう、水分を切った形でごみ処理場のほうに搬入という形で進めているところです。ランニングコストにつきましては、

建物面積が広がり、特に25℃以下、80%以下の湿度を保つということでその絡み、今までなかった炊飯施設ですね、アレルギー対応の施設、それと今まで冷蔵庫等も小規模であったものが適正などと言いますか、基準に合わせた形で設置したりしますので、今言ったようなランニングコストになるものと思っています。

○11番沖園強議員 先ほど、炊飯室の超過負担の部分があったんですけど、私はこういった間取りと言いますか、鉄骨づくりですよ。そういった導線等もいろいろ間取りをするわけですよ。いた仕方ない平米数になってくるんじゃないかなろうかなというふうに図面を見て思うんですがどうなんでしょうかね。

それからもう一つ、私、当局の答弁、もうちょっと自信を持って答弁をしてもらいたいと。例えばですよ、建設費に対するコスト削減の部分なんですけど、当然空調施設を鹿児島島の業者も入れる、あの振興局の管内の。それから、今から検討されているという入札方式の検討、そういったところでコスト削減を図っていくという考えじゃないんですか。その部分を議会のほうに、自信を持って答弁してもらいたいというふうに思います。

それともう一つ、今の残渣、残渣ですよ、残菜じゃなくて残渣。残渣の場合、志布志市はですね、例えばその辺の街路樹等の処理をした庭師さん等の出た生ごみと言いますか、庭木等の植木等の処理する部分とか、行政が街路樹等の剪定をしたくず、そしてまた給食センターから出た残渣、そういったもので堆肥センターをつくっているわけですよ。そういった考えで持っていないと、今せっかく厨芥施設と言うんですか、それで補助金をもらって水分を切るわけですよ。そういった検討もされるべきじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 先ほど沖園議員から言われましたように、導線を検討し、作業の安全性とかそういうのをした上で、どうしてもその炊飯施設の面積に収まったというのが、実際のところですよ。

それと、給食の世界では、残菜とかいつも言っているものですよ、失礼しましたけど、その残渣につきまちは水分がかなり切れますので、堆肥センターの持ち込みとか、各学校でもなかなかですけど、堆肥センター等へ持ち込むとかですね、そういう形も前向きに検討していきたいと思っています。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○2番牧信利議員 この発注は地元業者を配慮すると、こういうふうに言っておられますね。今、不況の中ですから、今回の事業は地元にとっても非常に経済効果も大きいわけですが、市長自身の見解をおたずねしたいと思います。今回の発注に当たっての地元業者優先ということについての市長の見解をまずお聞きします。

○神園征市長 先ほど建設課長から答弁のあったことで、やっていきたいと思っております。

○2番牧信利議員 コスト削減の問題が論議されましたが、この点ではこれまでも何度も取り上げ、市にも検討を要請してきている問題、いわゆる労働者派遣法との関係から言えば、いわゆる民間委託というのはこれは法違反だというのが滋賀県の労働局もそういう明確な方針を打ち出しているわけですよ。これらについての検討は、現在どのようになっているのか、お尋ねをします。

○今給黎龍浪給食センター所長 整備基本構想で示しましたがけれども、民間委託を視野に入れて進めるという方向は一緒でございますが、具体的にはまだ今からいろんな交渉とか進んでいくものと思っています。

○2番牧信利議員 これは、いわゆる教育委員会関係だけにかかわる問題じゃないわけですよ、全体的に市全体としてですよ、こういう法問題というのはきちんとした方針を出さないといけない問題ですが、具体的な検討というのが実際になされたのかどうかです。この点を再度、お尋ねをします。

○地頭所恵副市長 給食センターのことについて申し上げますと、既に平成16年の4月に市のほうで策定しました「民間委託推進ガイドライン」、それから平成16年8月に策定をしました

「施設等の民営化及び民間委託の推進について」においても、民間委託についての方針は明らかにされているところをごさいます、また合わせまして平成18年11月に設置をしました「枕崎市学校給食センター建設検討委員会」の検討結果等を踏まえまして、平成21年の6月に策定をし、市議会のほうにもお示しをしております「枕崎市立学校給食センター整備基本構想」においても、この方針は明記をされております。市の置かれている現在の財政的な状況、それから社会情勢等を踏まえて考えますと、市民の皆さんの御理解を得ながら、学校給食業務を安全・安心に継続していくためにはやはり、新しい学校給食センターの稼働の時期に合わせまして、民間委託をする方向で調整をしたいと考えております。ただ、これにつきましては、民間委託については、現在、調理それから運搬業務に従事をしている職員の処遇に関する部分がございますので、現在、職員団体と協議・交渉をしているところがございます。

それから職安法の関係でございますが、牧議員御指摘のような判決等も出ておりますので、民間委託に当たってはその職安法の定める偽装いわゆる偽装委託と言いますか、偽装請負というような形にならないような委託の方法がどういう形でできるのかということにつきましてははですね、関係部局とも協議をしながら、今後その委託の具体的なやり方を検討する中でですね、その問題もクリアできるような形で協議・検討を重ねていきたいと考えております。

○2番牧信利議員 民間委託というのは実際上請負ですから、請負に対していちいち教育委員会や栄養士が指示をするというのはできないわけですからね。これは民間委託をしている給食センターはいっぱいありますが、それは明らかに法違反なんです。ですから、そういう点では、やはり法に基づいた雇用を確保すると。事業を推進するというのは、当然やるべきことだというふうに思いますから、副市長は今、その点も含めて検討するということですが、それは今後の問題ですから、その検討をきちんとしていただきたいというふうに思います。やはり、今求められているのは、いわゆる正規雇用というのが非常に減少しているわけですね。いわゆる身分の保証もないわけですよ。それに加えて、いわゆる学校給食センターを民間委託しますと、いわゆる直接的な栄養士、いわゆる行政の指導というのは入っていけないというわけですから、それをやるというのはまさに、今、副市長も言われたように偽装請負なんです。そういう点はぜひ、御検討いただきたいと思います。以上です。

○依積田義信議長 次に、米倉輝子議員。いいですか。すみませんでした。豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 先ほど、市長も答弁されていましたが、その入札の方法なんですけれども、極力その、地元業者にとということなんです、何かその、一般入札ですよ、何か方法があるんですか。地元業者に落ちる方法というか、何か具体的な策があるんでしょうか。

○松野下祥一建設課長 一般競争入札と指名競争入札がございますが、外構工事・電気設備・給排水衛生設備工事につきましては指名競争入札で行いたいと考えております。すみません、失礼しました。市内業者を考えております。建築本体工事・空調工事につきましては、一般競争入札を考えております。

○12番豊留榮子議員 一般競争入札というと、市外・県外からも来るわけですよ。そういうことですか。

○松野下祥一建設課長 一般競争入札につきましては、条件つき一般競争入札で行いたいと考えております。市内業者を含めまして。

○12番豊留榮子議員 例えば、その条件の中にですね、市内業者に限るとか、そんなことも考えていらっしゃるんでしょうか。

○松野下祥一建設課長 最終的には予算確定後、来週に会議を開催し、発注方法を決定したいと考えております。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○16番新屋敷幸隆議員 もう一つだけ。先ほど残渣処理ですか、その考えを示された。そのうち、考えますからということなんですけど、どうも私は合点がいかないんですね。こういう世の

中、エコ・無駄を省こう・ごみをなくそうということで、そういう流れの中にですね、残渣は今、話が出たとおりですね、いろんな堆肥とか何とかに有効利用できるわけですね。だから、今から考えるとですね、せっかくいわゆる新しい給食センターができるのですね、だから給食センター内で残渣の処理の仕方によってですね、いろんな残渣の位置とかですね、いろんな配置が私は変わってくると思うんですよ。だから、そういうことをですね、やっぱり頭に入れてですね、せっかく有効利用できるわけだから、何か既存の残渣ならしょうがないだろうけど、新しい方式で新しい給食センターができるわけだから、私はこの残渣処理についてはですね、脱水して単なるごみ処理場に持って廃棄するということはですね、私は世の中の非難を浴びるような気がするわけなんですけど。その辺をもう1度お尋ねしたいと思います。

○今給黎龍浪給食センター所長 現況がですね、食材の中にいろんなビニールとかいろんなのが混ざってくる関係で、いろんな養豚業者、そういうのにもできなかったわけですが、そういう混入をですね、区分けを指導することによって堆肥化ですね、そういうふうに向きを進めてまいりたいと思います。

○依積田義信議長 次に、今門求議員。

○6番今門求議員 民間委託という、下請ということで説明がされていましたが、先ほど牧議員のほうから偽装請負の話がでました。民間下請でも一部を民間下請するという今回の方法はそういったようなことを想定しているようではありますが、そうすると労働者派遣というか、そういうものになっていきますが、派遣法は今、3年になったですかね。前は1年期限がつけられている、そういったような雇用形態の中でやるということは実質、調理という熟練を要する仕事には私は向かないと思っているんですが、そのようなことにはならないというふうに思うんですけど、そこに働く人たちの教育訓練も非常に難しいものが出てくるだろうと思うんですが、その辺はどういうふうに考えているんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 今、センターにおいては3割以上が民間に委託、団体とかですね、会社そういったものに委託をしている実態があります。そういった中で、監督官庁のですね、指導を受けながら、法に触れないように進めているところですが、鹿屋市が現在、ことしの9月から新しく稼働しまして民間委託の方向で進んでおりますので、鹿屋市も労働基準監督署とかいろいろ協議をしているようでございますが、そういうふうに法令は守っていかなければいけないということになると思います。

○6番今門求議員 先ほど副市長のほうから牧議員に対する答弁もございましたが、今回、民間下請する対象というのが、現業職の方々と地公労法の適用を受ける人たちでございまして、これは労使交渉、労使合意そういうものが前提ということになると思います。そういうふうに、副市長さっき答弁をもらいましたが、再度確認しますが、そのことは十分尊重して今後やっていくということで、確認できますか。

○地頭所恵副市長 先ほど答弁をいたしましたように、民間委託自体につきましては当局の管理・運営ということで、責任で行うか行わないかを含めて判断すべきことだと思っておりますが、当然それによりまして現在、調理・運搬業務に従事している現業の職員の方々の処遇に密接にかかわってきますので、その処遇につきましては当然、法に基づきまして交渉事項ということで、職員団体と交渉をし、協議をし、御理解をいただきながら、調整をして結論を得て進めていきたいというふうに考えております。

○6番今門求議員 もう1件ですね、その学校給食は広く市民に関係して、特に保護者にとっては重要な課題の一つなんですけど、今度のその運営方法の変更、施設が新しくなるということはみんな大歓迎だろうと思うんですけど、運営方法について大きく変えるのであれば、保護者の説明会というものを開くべきだと思うんですが、その辺の取り組みはどうなるのか、伺いたいと思います。

○今給黎龍浪給食センター所長 当然、保護者の理解も必要なことだと思っておりますが、今月

にですね、学校長・PTA代表が入る学校給食センター運営委員会がありますが、その席でもこういった方針であるということは説明し、8月中にですね、保護者代表になるかと思いますが、説明の機会を設けたいということで、検討をしているところでございます。

○**依積田義信議長** 次に、米倉輝子議員。

○**10番米倉輝子議員** 先ほどから残菜のことが出ておりますが、残食もあるかと思いますが、ちょうどいい機会だと思います。エコとまた再利用する、ですので、沖園議員も言っていたように、志布志の施設みたいにそういうところをつくりまして、いろんな、この間も海の日で大変草刈りをやっていたら、いろいろな雑草等も出ておりました。そういう草もいろんなのをひっくるめて、すばらしい堆肥ができるんじゃないかと思いますが。また、今そういうのを志布志のほうから取り寄せていらっしゃる農家の方もいらっしゃるようでございます。

ですので、一石二鳥・三鳥となるかと思いますが、そういう施設もちょっと論外かも知れませんが、つくっていただくほうに発展していけたらなと要望いたします。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。上釜いほ議員。

○**18番上釜いほ議員** 今後の予定についてですけれど、入札がいつごろになるのか、本格稼働までの主な予定というか、そういったものをお知らせいただきたいと思います。

○**松野下祥一建設課長** 建築本体工事につきましては8月中旬ぐらいを入札の予定を考えております。電気設備等、給排水衛生設備・空調設備につきましては9月を予定しております。外構工事につきましては、11月を予定しております。

○**今給黎龍浪給食センター所長** 今、建設課長から工事関係のものがあつたわけですけど、厨房機器につきましても8月、大体同じ時期に見積もりを行って仮契約、また9月本契約という運びで進んでいくということでございます。

あと工期のことを言いましたように、厨房機器の設置とかそういうものを来年度行って9月稼働に向けて進んでいきたいということでございます。

○**依積田義信議長** 次に、村上ミエ議員。

○**5番村上ミエ議員** 先ほどから、残渣処理の件に関してですけど、今、学校でも地元でもいろんな関係者が食育についての活動を行っています。それで、本当はこんなたくさんのお金を使って給食センターをつくるんですから、せっかくつくったものを子供たちがおいしくいただけるようなメニューの献立、それから食のありがたさというものを学校で子供たちにもっとこう、食育の一環として指導をしていく方法が一番いいんじゃないかなと思います。たくさんのお金を使って毎日給食センターの人たちが一生懸命つくっていただく、その食に対しての感謝のあり方そういうものを子供に教えることによって、エコも成り立っていくのじゃないかなと思います。

そうすることによって残渣も減ってきますし、それに使う電気代ですね、処理する。そういうものも減っていくと思うんですけど、今までも学校でも食育にすごく取り組んでいると思うんですけど、こういう給食をいただくことに対しての指導はどのようになっているんでしょうか、お伺いいたします。

○**春田浩志保健体育課長** 食育の重要性につきましては、平成17年に食育基本法が制定されたことから全国的に日本人にとって、非常に重要なことと認識されているところでございます。

同じように学校給食法も平成21年4月に改正になりまして、これまでの学校給食法ではどちらかと言いますと食生活の改善、例えば戦後食料が少なかった時代を何とか子供たちの成長にということで始まったのが学校給食でございますので、その当時の学校給食法の下に食生活を改善しようという動きから、先ほど委員が御指摘されました食育の重要性ということで、食育基本法が制定されております。

食育の中では、学校では主に学校給食を中核とした指導を行っています。栄養教諭2名が本市にはおりますが、栄養教諭がいろんな法の下に計算されたバランスのよい、子供たちにとって生きた教材となるような献立を日々作成し、それを給食センター職員全体が一致団結をして、子

供たちによりおいしい給食を日々届ける努力を、子供たちは一人一人がその感謝の気持ちを感じながらまた命をいただくという、食については命にもかかわる教育でございますので、学校のほうでは学校長を中心に、すべての教育活動例えば給食の時間はもちろんなんですが、そのほかの学校教育全体、道徳の時間ほかの教科の時間の中でも、命の大切さや食の重要性を十分考えながら全体で指導していく、また学校だけではなく、最近朝食を抜いているという子供も全国的にふえております。そのようなことから、食育基本法の中には家庭での取り組みということなどもうたわれております。このようなことから、市としましても教育委員会としましても各学校には給食担当者もおりますので、代表者を集めて学期1回の研修会を実施いたしておりますし、それから各学校では食に関する年間指導計画をつくっておりますので、個々の部分で、例えば栄養教諭の専門性をより学級担任が指導するよりも、栄養教諭の専門性を生かしたいという要請を受けて、うちの二人の栄養教諭はすべての学校の教諭として兼務辞令をもらっておりますので、要請があった学校に出向いて、その学校の先生方と一緒に食の重要性について指導しているということでございます。また、この整備基本構想の中にも見学スペースなど、そういった今までの現センターではできなかったような設備も設置をして、さらに子供たちや保護者また市民の方々の交流の場となって、それが食育の発信源としていき、センターとしても構想を持って、それがよりよく充実していくような構想を持って、それを実現していきたいというふうに考えているところでございます。

○5番村上ミエ議員 詳しい説明ありがとうございました。一生懸命取り組んでいる姿はわかりましたけど、21年度からそういうふうに行っているんですけど、以前として残渣の量ですかね、残渣の量がどうこうというわけではないですけど、少しは少なくなったんでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 今、地場産品を使ったりですね、栄養教諭のほうがメンバーも代わり新しいメニューも試しながらですね、やっておりますので、数字的にはいい機会に説明したいと思いますが、かなり減少していると感じております。

○11番沖園強議員 この平面図でお尋ねしておきたいと思うんですけど、路面から90センチほど上がる形になっていると思うんですけど、水害があったときはどんぐらい上がったんですかね。それと、今の市道の路面から幾ら上がっているんですか。

○松野下祥一建設課長 平成12年の6月25日の豪雨災害でございますが、道路面より24センチほど上がっているみたいでございまして。そして、敷地排水の勾配プラス15センチ、コンテナ車両85センチ、約1メートルぐらい上がるように計画してございまして。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。畠野宏之議員。

○9番畠野宏之議員 先ほど来、ちょっと論議をされておりましたけれども、いわゆる発注のあり方ですよね。一般、指名まだまとまってないということでしたね。そうすると、指名委員会を7月中に実施をして、もう早いものは建設本体が8月中旬ということでしたよね。でしたよね。

そして一方では、地元企業にという話がありました。その中で建設課長の説明の中では、一般でというのもありましたですよ。地元企業に必ず受注をしてもらおうと。担保できるというのが今、何が考えられておりますかね。

○松野下祥一建設課長 建築本体工事につきましては1億8,000万ですから、枕崎市の業者も数社、それを含めた形で南薩地域振興局内のそこをするか、そういうふうなことを一応、指名委員会で検討したいと考えております。そして、外構、電気、給排水につきましては一応、地元業者が可能だと考えております。そして、空調設備につきましては、先ほど申しましたように、鹿児島島も含めた形で考えたいと考えております。

○9番畠野宏之議員 的確なあれじゃないんですけどね、あの可能と確実は違うんですね。当局の意向の中でもですよ、地元企業に取らしたいという話は十分に承りました。地元企業に取らしたいのであればですよ、地元企業だけの、地元企業だけでですよ、指名というのはできないのかどうか。

○松野下祥一建設課長 建築本体に限りましては、できる限り市内業者のほうも数社、入札参加できるように考えております。

○9番 梶野宏之議員 ちょっとかみ合っていないんですがね、1億8,000万というAクラスですよ、ランクは。市内の業者でAクラスは何社いるんですか。

○松野下祥一建設課長 県の格付では、4社です。

○9番 梶野宏之議員 その建築本体と外構工事についてはですよ、市内業者で実績等からいってもですよ、対応十二分に可能だと思うんですよ。先ほど来、申し上げていますようにですね、当局も地元企業に取らしたいと。だけど一般競争入札とか、そういう方法をやったらですね、それは可能なんです、可能。地元業者が取ることは。だけど、今、いわゆる受注競争というのは皆さん方が考えている以上に、建設業界は厳しいんだろうと思うんですよ。その中で、地元企業に確実にですよ、受注してもらうような方向性というのは考えられないのかということなんです。例えば、今、Aランクが市内に4社あればですよ、建築本体だけは市内4社に指名競争入札をさせるということはできないのかどうなのかということなんです。

○地頭所恵副市長 建築本体につきましては、金額からして指名競争入札という形は難しいということでございます。それで、一般競争入札をする中で、どういう条件をつけるかということだと思います。ただ、その地元業者を優先するという要請もありますが、地方公共団体の契約につきましては原則、一般競争入札。競争をしましよと、そうすることによって、価格も下がり、また優良な業者が幅広く集められて、その中で適正な建設工事が行われるというのが原則でありまして、指名競争であったりとか、条件をつけたりとか、随意契約を結んだりとかというのは、あくまでも例外の契約のあり方だということ、ぜひ御理解をいただきたい。その中で、すべて地元業者だけに限定するような形をするという一つの考え方もございますが、もう一方の今申し上げたような自由な競争のもとで適正な価格で入札が実行されるという要請もございますので、その両者をですね、勘案しながら、来週の会議の中で具体的な方法は決めていきたいというふうに考えております。

○9番 梶野宏之議員 世の中の時代の流れというのは、確かに一般競争入札ですよ、確かにですよ。ただ、今、枕崎のある意味雇用の情勢ですよ。現下の建設業界の情勢、そういう悠長なことを言っておられる時代なのかと、我が枕崎市においてですよ。そんなにあり余る物件じゃないわけですよ。やはり、地元企業の保護育成というのは、これはある一面ではですよ、行政に課せられた課題なんです。人様を助けて、地元がずんべっていく、そのような状況は見たくないんです。でき得る限りですよ、現行の法の中で、そしてまた今の風潮の中でいろいろ難しい面もあると思います。しかし、我々議会人もですね、やはり地元企業に仕事はしていただきたいと、技術的に無理ならしょうがないですよ、しかしそれぐらいの物件はいろいろやっているわけですよ。ぜひ、そういうことで、要望だけに終わらしときます。

○11番 沖園強議員 私は今の議論、やりとりを聞いていて、非常に議会として不可解な議論だなと私はそう思います。一方ではコスト削減を議会は求めておって、そして公正なそういう契約関係というものを我々は担保どころか、むしろそっちのほうを保障しなければいけないという立場にあるんじゃないかなと私はそう思います。当然、我々といたしましても、地元業者というのは育成・養成していかなければいけないというのは重々承知の上でこういったことを申し上げているんですが、それは公正にあの……。

○依積田義信議長 沖園議員、討論になりますので、質疑をしてください。

○11番 沖園強議員 はい。公正なあの、契約関係が結ばれるよう、検討委員会を進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○地頭所恵副市長 今、梶野議員からの御要望、それから沖園議員からの御質問もございましたが、来週の入札方法の検討にあたりましては、両方をどういう形で調整をしながら決定していくのかということだと思いますので、本日の議論も踏まえまして十分検討して、方向性を決定した

いというふうに考えております。

○**依積田義信議長** 牧議員、質疑ですか。（「そうです」と言う者あり）

○**2番牧信利議員** 市の総合体育館をつくる時、当時の市長はですよ、腹の中では清水建設を予定していたんですよ。地元の業者にはできないと、こういうことだったですよ。しかし、我々は地元業者の話を聞きますと、それはできると、我々の業者もできると、そういうことでベンチャーを組んで、総合体育館は地元業者がつくったわけですよ。つまり、今、先ほど副市長が言われましたが、その一般競争入札すると何がその、枕崎のために役に立つのかという点がよくわからないですね。つまり、市はいわゆる競争入札をさせて価格を低く抑えて入札をさせたいと思っているのか、枕崎の業者の技術水準がほかの地域の業者よりも低いと考えているのか。そういうふうを受け止められるわけですよ。今、必要なことは何かというと、市民の税金がこれだけ多額の税金が使われるわけですから。これをどう地元で生かしていくかと、地域経済の貢献ができるような事業にすること。ここが基本だと思うんですが、市長やはりそういう点から、どういう方法をとるのかというのはきちんと考えないと、市民の税金がよそに持って行かれるというようなことは市民から見るととてもじゃないが納得できないと思いますので、市長の見解をお尋ねします。

○**神園征市長** 先ほど、副市長からも説明いたしたようにですね、やはり法というものがあります。それを犯してまで、地元の業者にということこれは難しいことであろうと思います。今、おっしゃるようになりますね、地元の業者もそれなりの工夫をしていただいて、市としても法に反しないような、法の範囲内ですね、しかるべき方法を検討して、そういう中で公正・公平な入札が行っていけばいいと思っております。私も地元業者に適正な価格で入札していただければありがたいと思っておりますが、それを、法を外してまでそういった取り扱いをするということは難しいことではないかと思っております。

○**2番牧信利議員** すると、どんな入札法を取るのかというのは、それはどこが決定できるんですか。法律じゃないですよ。発注者である市が決めることですよ。だから、その中でどういう方法を決めるかというのは、当然、市長の最終的な判断で決まっていくわけですよ。だから、こんなひどい不景気のときですよ、市民の税金をこれだけのたくさんのお金を使われるときにですよ、市民の税金を地元で有効にやっぱり還元するということが基本になればならんですよ。そうすると、業者の選定をどうするかというのは、この法の範囲の中でそれらについても十分できることだというふうに考えます。そうじゃないんですか。

○**神園征市長** ですから、私が申し上げているのは、法の範囲内でそういった可能性を探っていくということでありまして。そのように、御理解をお願いいたします。

○**2番牧信利議員** さっき副市長の答弁ではですよ、一般競争入札したほうが高い技術が得られるとか、そんな話になっているから言っているわけですよ。それなら枕崎の業者の技術が低いのかとなるわけです。その証明をどこでするんですか、枕崎とほかの地域の業者の技術水準の高さ、事業発注の事業獲得の量だとしたら、枕崎は勝ちませんよ。南九州や南さつまの業者には。なぜかと言うと、予算規模が違うでしょ、合併で。そういうのを基準にしたら、とてもじゃないが、枕崎の業者は立っていきません。今、枕崎はどういう状況に置かれているのかというのを、そういう選定に当たって、きちっとやはり経済情勢も踏まえて、市がそういう選定の方法を研究するというふうにしなないと、私たちは法に基づいてやります、結果は入札次第ですよ。これではやはり、枕崎のための政治をやっているという、到底思われんのですが、どう考えますか。

○**地頭所恵副市長** 先ほど、私の答弁において、枕崎の業者が技術的に工事を受注するような状況にないということは全く申し上げておりません。一般競争入札の中で、当然、枕崎の業者も含めて参加していただける状況でございまして、技術的に無理があるということは全く考えておりません。ですから、地方自治法の中で一般競争入札が原則になっていることを踏まえながら、その一般競争入札の中の条件をどういう形でつけていくかというところを検討していかないと

ないと思います。その場合に、その条件をつけるときに公平・公正な競争がどれだけ確保できるのかという部分と、それから地元業者がどれだけ参加の機会が得られるのかというところの両方を考えながら、検討していかないといけないと思っておりますし、その中の一つとしてはJVとかそういったものも考えられるでしょうし、いろんな選択肢がありますが、そこは先ほど市長が答弁しましたように、自治法の中での範囲でどういう形で折り合いをつけながら、していくのかということだと思います。ですから、やはり地方自治法自体は一般競争入札をすることによって、入札の結果の落札額が下がると、競争によって、自由な競争によって下がるということを前提にして定められておりますので、そうすることによって価格が下がればそれだけ使われる市民の税金も減るといってごさいますから、そういう面での利点という部分もごさいますので、そこもやはり考えないといけないということで、それらも考えた上で検討をして、決定をしていきたいというふうに思っております。

○9番 畠野宏之議員 今、副市長の答弁の中でですよ、その一般競争入札でいわゆる制限を加えるということですよ。一般競争入札というのは、フリーなんじゃないですか。制限とかそんなのが表の部分でつけられるんですか。

○地頭所恵副市長 その制限と言いますか、条件ということ、ま、同じようなことですけど、条件ということでありまして、すべてをフリーにするというのが一般競争入札なんですけど、その中でですね、例えば先ほど言いましたように、会社の範囲を、例えば南薩地域振興局に本社とか事業所があるような所で、業者に限って一般競争入札に参加していただくというような形で条件をつけることは可能でございます。

○9番 畠野宏之議員 条件をつけることは可能なんですよ、今の説明だと。そうしますと、指名競争入札と変わらなくなってくるじゃないですか。違いますか。一般競争入札で、条件をつけることができる。それは言葉を変えれば指名競争入札と同意ですよ、同義。どこが違うんですか。

○地頭所恵副市長 一般競争入札はその条件に合う方々、どれだけいるかわかりませんが、その条件の合う方々に申し込みをしていただいて、自由に申し込みをしていただいて入札に参加していただくこととなります。指名競争入札は、こちらのほうで、入札を執行する側として条件に合う業者はこれですよということで、こちらから指名をしてその業者に対して入札に参加してもらうということですので、そこで幅が広がりますよね、一般競争入札の条件つきであれば幅が広がることだと思います。

○9番 畠野宏之議員 その一般競争入札の条件であれば幅が広がり、指名競争入札であれば幅が広がらないという、それはどういう意味ですか。

○地頭所恵副市長 まず、一般競争入札につきましては、工事の設計価格が5,000万円以上のもは基本的に一般競争入札ですることによって決まっておりますので、県に準じた形で。県に準じて、5,000万円以上という形で決められておりますので、そうなりますと指名競争入札という形には、まずできないということですね。その中で一般競争入札をするわけですけど、一般競争入札をすべて何の条件もつけずに、すべてに問うという形もございすれば、その対象をある程度絞るという意味で条件をつけるということもできるわけです。例えば、業者が県外の業者でもすべて参加するという形を取るといってももちろんできますけど、極端な話を言いますと、完成後のメンテナンスとかそういうことを考えますと、鹿児島に事業者がないような業者が工事を受注して、工事を完成してもその後のメンテナンスのために、例えば極端な話、県外から来ないといけないというようなことを考えますと、そこを制限せざるを得ないという部分もありまして、条件という形で県内業者に限るとか、ある一定の地域に限るとかいうことはできるということでごさいます。で、その範囲が広がると申し上げましたのは、こちらのほうから一方的に指名という形で、相手方を指定するのではなくて、相手方からの申し込み、申し出を受けるという形ですので、相手方が限定されないという意味で広がるということをお願いしたところでございます。

○**依積田義信議長** 次に、立石幸徳議員。

○**17番立石幸徳議員** 私は1点だけ、今、自治体の入札・契約に関するですね、部分でちょっと混乱したような論議もあるかと思しますので、確認を含めてお尋ねをしたいと思うんですが、まず、自治法の第96条の議会が議決する案件の中に、政令で定めたその工事額が市の場合は1億5,000万を超える工事については、契約議案として議会が議決するわけですので、当然その契約業者が不適當あるいは不適當ということであれば、その際、議会はいろいろとまた論議ができる余地はあるわけです。そういったことで、今回の給食センターの1億8,000万の本体工事、これはまた後もって契約議案として出されると、こういうふうにも確認をさせていただきたいと思えます。

そこでお尋ねをしますけれども、当然、地元業者にということは地元民であれば当然ながら思うことはあります。そういった際に、昨今入札のあり方を含めていろいろ法律もできましたので、その法を犯してまでですね、市長も答弁されたようにできるものはあり得ません。ただ、その中で、地元でどういう形で恩恵をもたらすか、あるいは環境に配慮している企業とか、いろんな形での総合評価方式ということで、業者選定に当たってはいろんな角度から評価をする、単なる価格云々に限らずですよ、その業者自体がどういった貢献をしているかというもので、総合評価方式というものが昨今出てきていると思えますので、そういったものも勘案しながら今回の業者選定に当たるのかどうか、確認の意味が強いですけれども、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

○**松野下祥一建設課長** 1億5,000万以上の工事請負につきましては、議会議決事項ですので、それは確認しております。そして、2番目の総合評価方式の採用につきましては、本市は検討はしておりません。あ、採用しておりません。失礼しました。

○**依積田義信議長** 次に、原村且元議員。

○**7番原村且元議員** 1点だけ確認させてほしいんですけど、地元業者にですね、請け負ってもらいたいのは枕崎市民としては当然なんですけども、法を犯して不正を犯してまでということは、なかなかできないことですので、その入札方法決定に至るまでの過程とですね、国県の補助金が使われていますので、それがどのように使われたかに関して、この2点に関してですね、議会に透明性が必要なわけですので、結果は地元であれ、どこであれですね、その2点ですね。入札方法の決定の過程と公金の使われ方の結果としての報告は、議会に対して、いつ、どのような形で行うのか、これ確認させていただきたいと思えます。

○**地頭所恵副市長** 入札の過程でありますとか、それからその結果につきましては当然、9月議会におきまして、先ほどお話がありましたように、契約案件ということで議会の承認をいただきますので、そのときに皆様方のほうに御説明をさせていただくことになると思えます。

○**依積田義信議長** これを……。牧議員。

○**2番牧信利議員** 一つだけ最後に聞いておきますが、いわゆる条件つき一般競争入札ということですか。この条件というのに制限があるんですか。

○**地頭所恵副市長** 条件というのは先ほど言いましたように、地域的な条件をつけたりとかいうことでございますが、当然その、具体的にどういう制限があるというのはありませんが、その一般競争入札の主旨を損なうような条件をつけるわけにはいかないということがございますので、そこはどのような形で調整できるかというのをですね、検討していかないといけないと考えております。

○**2番牧信利議員** いやいや、例えば、今、お話の中で出てきているのは、いわゆる南薩地区の振興局内だという話ですよ。そこまでなら、条件ができるのか。枕崎市だけの条件つき一般競争入札というのはできないんですか。

○**地頭所恵副市長** もちろん、可能性としてはあると思えますが、ただ枕崎市内の業者、先ほど言いましたように、その工事が施工できる業者につきましては、ある程度数が限られてきます、

規模が大きな工事ですので。そうなりますと、その競争相手が少なくなってしまうという
意味で、一般競争入札という、先ほど言いました主旨に合うのかという問題が出てくると思いま
すので、そういったことも含めまして、この議会で議決をいただきました後、来週、検討委員会
のほうで検討したいと考えております。

○**2番牧信利議員** 条件に制限がなければ、それは市長の判断ですよ。南薩振興局のですよ、範
囲なんて言わないで、枕崎の税金でつくる施設ですから、その仕事は枕崎市内の業者の一般競争
入札でやると、そういうふうにはできないのかどうか、できないのであればその根拠はどこにある
のか、そのあたりを明確にしてください。

○**地頭所恵副市長** ですから、先ほど申し上げましたように、自治法におきまして契約について
は一般競争入札が原則であるという中で、それで5,000万円以上のものについては一般競争入札
をするというふうに定められている中での今回の執行でございます。それで、今申し上げました
ように、一般競争入札という競争性を確保するという意味で、その枕崎市内の業者だけに限ること
が妥当かどうかということを含めてですね、検討をしていかないといけないというふうに考え
ております。

○**2番牧信利議員** それでは、枕崎市内業者に限った条件つき一般競争入札は可能ではあるとい
うふうに認められますか。

○**地頭所恵副市長** 可能かどうかだけをお尋ねでございましたら、当然、可能の範囲内ではある
と思いますが、それが妥当なのかどうかということのを十分考えていかないといけないと思います。

○**2番牧信利議員** 妥当かどうかを判断する基準は何ですか。

○**地頭所恵副市長** 先ほど申し上げましたように、一般競争入札としての主旨、そこに合致する
のかどうかということを考えるべきだと思っております。

○**2番牧信利議員** ですから、要するにそれは判断の問題ですよ、市長の。やろうと思えばでき
ると。もし、業者が4社しかいないというのであれば、ベンチャーを組ませて参加業者をふやせ
ばいいわけですがね。そういう方法も考えられますが、これはどうですか。

○**地頭所恵副市長** 今、牧議員がおっしゃったように、そういうジョイントベンチャーを組むこ
とによって、範囲を広げるという方法も当然考えられますので、そういったものも含めまして検
討をしていきたいと考えております。

○**2番牧信利議員** いわゆるこの、今の経済情勢の中での最も大きな事業となるわけですから、
これはやっぱり枕崎市を守るという立場からの業者選定とそして入札方法の決定をしていただき
たい、以上、要望しておきます。

○**依積田義信議長** これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会において議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理
を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事を終了いたしましたので、平成22年第4回臨時会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 村 上 ミ エ

枕崎市議会議員 佐 藤 公 建